

雇用保険被保険者離職証明書（用紙左側部分）記入例（7） 休業手当の支払いがあった場合

様式第5号

雇用保険被保険者離職証明書（安定所提出用）

① 被保険者番号	4 9 0 0 - 1 0 2 0 3 1 - 1	③ フリガナ	ロウム マサヨシ	④ 離職	平成	31	10	31
② 事業所番号	4 9 0 0 - 0 0 0 1 1 1 - 0	離職者氏名	労務 成良	年 月 日				
⑤ 名称	株式会社 雇用保険		⑥ 離職者の	〒 920-8609				
事業所所在地	東京都千代田区霞が関1-2-2		住所又は居所	金沢市鳴和1-18-42				
電話番号	03-5253-1111		電話番号	(076) 253-3030				
この証明書の記載は、事実と相違ないことを証明します。 住所 東京都千代田区霞が関1-2-2			※離職票交付 (交付番号)			離職票印		
事業主 氏名 株式会社雇用保険 代表取締役 雇用太郎								
離職の日以前の賃金支払状況等								
⑧ 被保険者期間算定対象期間	⑨ 短期 雇用特例 賃金支払 基礎日数	⑩ 賃金支払対象期間	⑪ 基礎 日数	⑫ 賃 金 額			⑬ 備 考	
離職日の翌日	11月1日			⑫ (A)	⑫ (B)	⑫ 計		
10月1日～離職日	20日	10月1日～離職日	20日		120,000			
9月1日～9月30日	17日	9月1日～9月30日	17日		102,000			
8月1日～8月31日	19日	8月1日～8月31日	19日		102,000		休業 5日 18,000円	
7月1日～7月31日	22日	7月1日～7月31日	22日		132,000			
6月1日～6月30日	21日	6月1日～6月30日	21日		118,800		休業 3日 10,800円	
5月1日～5月31日	20日	5月1日～5月31日	20日		120,000			
4月1日～4月30日	20日	月 日～月 日	日					
3月1日～3月31日	22日	月 日～月 日	日					
2月1日～2月28日	17日	月 日～月 日	日					
1月1日～1月31日	18日	月 日～月 日	日					
12月1日～12月31日	21日	月 日～月 日	日					
11月1日～11月30日	20日	月 日～月 日	日				雇調金	
月 日～月 日	日	月 日～月 日	日				31.7.24 31.9.28	
⑭ 賃金に 関する 特記事項				⑮ この証明書の記載内容(⑦欄を除く)は相違ないと認めます。(記名押印又は自筆による署名) (離職者氏名) 労務 成良 印				
※公共職業安定所記載欄	⑯ 欄の記載 有・無 ⑰ 欄の記載 有・無 資・聴 有・無							

[例示説明]

事業主の都合により休業が実施され、労働基準法第26条による休業手当が支払われた場合。

[記入留意事項]

⑬欄に「休業」の表示、休業日数、休業手当を記入してください。

事業主が⑩欄の期間内の休業について雇用調整助成金又は中小企業緊急雇用安定助成金の支給を受けているときは、⑬欄の余白部分に、雇用調整助成金なら「雇調金」、中小企業緊急雇用安定助成金なら「中安金」と記入し、合わせてその助成金の支給決定年月日も記入して下さい。

一日のうちの一部が休業した場合であって、休業した部分について休業手当が支給された場合は、休業手当を除いた賃金額が平均賃金の60%以上の場合には休業日数については記載の必要はありません(賃金+休業手当額がその日の賃金となります。)。休業手当を除いた賃金額が平均賃金の60%未満の場合には、休業日数は1日とし、その日に支払われた『賃金+休業手当』の額を⑬欄に記載してください。

月給者および月間全部を拘束する意味の月給者以外の月給者の方で、休業手当が支払われた日とその直後の休業手当が支払われた日との間に就業規則等に規定された所定休日のみがある場合には、その休日については休業期間中の所定休日として記入してください。

[参考]

日給者 日額 6,000円

休業手当 (労働基準法第26条)

雇用調整助成金2回受給 支給決定年月日平成30年7月24日と平成30年9月28日の2回

使用者の責めに帰すべき事由による休業の場合において、使用者は、休業期間中当該労働者に、その平均賃金の百分の六十以上の手当を支払わなければならないこととなっています。

雇用保険被保険者離職証明書（用紙左側部分）記入例（８） 短期雇用特例被保険者の場合

様式第5号 雇用保険被保険者離職証明書（安定所提出用）

① 被保険者番号	4 9 0 0 - 1 0 2 0 3 1 - 2	③ フリガナ	ココウ ミツル	④ 離職年月日	平成 31 年 11 月 20 日	
② 事業所番号	4 9 0 0 - 0 1 0 2 3 0 - 3	離職者氏名	雇用 満	年 月 日		
⑤ 名称	株式会社 雇用保険 夕張支店		⑥ 離職者の住所又は居所	〒066-8609 千歳市東雲町4-2-6		
事業所所在地	夕張市本町5-5		電話番号	0123-52-4411		
この証明書の記載は、事実と相違ないことを証明します。			※離職票交付	年 月 日	離職票印	
住所 東京都千代田区霞が関1-2-2			(交付番号)			
事業主 氏名 株式会社雇用保険 代表取締役 雇用太郎						
離職の日以前の賃金支払状況等						
⑧ 被保険者期間算定対象期間	⑨ 短期に於ける賃金支払基礎日数	⑩ 賃金支払対象期間	⑪ 基礎日数	⑫ 賃金額	⑬ 備考	
⑧ 離職日の翌日	⑨ 月 日	⑩ 月 日	⑪ 日	⑫ A B 計	⑬	
月 日	離職日	13 日	11 月 1 日	13 日	143,000	
月 日	10 月 20 日	10 月 1 日	10 月 31 日	20 日	220,000	
月 日	9 月 21 日	9 月 1 日	9 月 30 日	21 日	231,000	
月 日	8 月 21 日	8 月 1 日	8 月 31 日	21 日	231,000	
月 日	7 月 21 日	7 月 1 日	7 月 31 日	21 日	231,000	
月 日	6 月 18 日	6 月 1 日	6 月 30 日	18 日	198,000	
月 日	5 月 13 日	5 月 10 日	5 月 31 日	13 日	143,000	
月 日	月 日	月 日	月 日	日		
月 日	月 日	月 日	月 日	日		
月 日	月 日	月 日	月 日	日		
月 日	月 日	月 日	月 日	日		
月 日	月 日	月 日	月 日	日		
⑭ 賃金に関する特記事項	⑮ この証明書の記載内容(⑦欄を除く)は相違ないと認めます。(記名押印又は自筆による署名) (離職者氏名) 雇用 満 印					
※公共職業安定所記載欄	⑯ 欄の記載 有・無 ⑰ 欄の記載 有・無 資・聴 有・無					

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・届出代行番・事務代理者の表示	氏 名	電 話 番 号
		印	

※	所 長	次 長	課 長	係 長	係

[例示説明]

短期雇用特例被保険者が退職した場合。(資格取得日 30.5.10)

[記入留意事項]

⑨欄 一般被保険者の場合と異なり、暦月による賃金支払基礎日数を記入してください。

[参考]

日給者 日額 11,000 円

特例一時金の受給資格要件は、離職の日以前 1 年間に賃金支払いの基礎になった日数が 11 日以上ある月が 6 か月以上あることとなっています。

雇用保険離職証明書（用紙右側部分）の記入例

⑦「離職理由」、「事業主記入欄」

・離職者の主たる離職理由に該当するものを「離職理由」の1～5の中から1つ選び、「事業主記入欄」の該当する口の中に○を記入した上、「離職理由」の各項目に記載箇所がある場合には、空欄（例えば（定年歳））には該当する内容を記入し、選択項目（例えば（定年後の継続雇用希望の有・無））には該当する事項を○で囲んでください。

また、1～5に該当する離職理由がない場合には、6の「その他（1～5のいずれにも該当しない場合）」の口の中に○を記入し、「（理由を具体的に）」に具体的な理由を簡潔に記入した上で、「具体的事情記載欄（事業主用）」に詳細な事情を記入してください。

「具体的事情記載欄（事業主用）」

・離職に至った原因とその経緯等の具体的な事情を必ず、なるべく詳しく記入してください。

なお、離職理由が5(2)の「労働者の個人的な事情による離職」に該当する場合には、離職者から把握している範囲で可能な限り、離職に至った具体的な事情を記入してください。

⑩離職者本人の判断

・離職者が離職する日までに、必ず事業主の記入した離職理由を確認させ、離職者本人に、事業主が○をつけた離職理由に意義「有り・無し」のいずれかを○で囲ませたうえ、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記入させてください。

このとき、賃金計算等が未処理のため、まだ離職証明書左側の各欄に記入されていない段階でもかまいません。

なお、離職者が帰郷その他やむを得ない理由により記名押印又は自筆による署名を得ることができないときは、⑩欄にその理由を記入し、事業主印を押印してください。

⑦離職理由欄…事業主の方は、離職者の主たる離職理由が該当する理由を1つ選択し、左の事業主記入欄の口の中に○印を記入の上、下の具体的事情記載欄に具体的事情を記載してください。

【離職理由は所定給付日数・給付制限の有無に影響を与える場合があります。適正に記載してください。】

事業主記入欄	離職理由	※離職区分
☐	1 事業所の倒産等によるもの (1) 倒産手続開始、手形取引停止による離職 (2) 事業所の廃止又は事業活動停止後事業再開の見込みがないため離職	1A 1B
☒	2 定年によるもの 定年による離職（定年が○歳） 定年後の継続雇用（希望していた（以下のaからcまでのいずれかを1つ選択してください）を希望していなかった） a 就業規則に定める解雇事由又は退職事由（年齢に係るものを除く。以下同じ。）に該当したため（解雇事由又は退職事由と同一の事由として就業規則又は労働協約に定める「継続雇用しないことができる事由」に該当して離職した場合も含む。） b 平成25年3月31日以前に労働協約により定めた継続雇用制度の対象となる高齢者に係る基準に該当しなかったため c その他（理由を具体的に）	2A 2B 2C 2D 2E
☐	3 労働契約期間満了等によるもの (1) 採用又は定年後の再雇用時等にあらかじめ定められた雇用期限到来による離職 (1回の契約期間 箇月、通算契約期間 箇月、契約更新回数 回) (当初の契約締結後に契約期間や更新回数の上限を超過し、その上限到来による離職に該当する・しない) (当初の契約締結後に契約期間や更新回数の上限を超過し、その上限到来による離職に該当する・しない) (定年後の再雇用時にあらかじめ定められた雇用期限到来による離職である・ない) (4年6箇月以上5年以下の通算契約期間の上限が定められ、この上限到来による離職である・ない) →ある場合同一事業所の有期雇用労働者に同一4年6箇月以上5年以下の通算契約期間の上限が平成24年8月10日から定められていた・いなかった	3A 3B 3C 3D 4D
☐	(2) 労働契約期間満了による離職 ① 下記①以外の労働者 (1回の契約期間 箇月、通算契約期間 箇月、契約更新回数 回) (契約を更新又は延長することの確約・合意の有・無（更新又は延長しない旨の明示の有・無）) (直前の契約更新時に雇止め通知の有・無) (当初の契約締結後に不更新条項の追加がある・ない) 労働者から契約の更新又は延長を希望する旨の申出があった 希望しない旨の申出があった 希望に関する申出はなかった ② 労働者派遣事業に雇用される派遣労働者のうち常時雇用される労働者以外の者 (1回の契約期間 箇月、通算契約期間 箇月、契約更新回数 回) (契約を更新又は延長することの確約・合意の有・無（更新又は延長しない旨の明示の有・無）) 労働者から契約の更新又は延長を希望する旨の申出があった 希望しない旨の申出があった 希望に関する申出はなかった a 労働者が適用基準に該当する派遣就業の指示を拒否したことによる場合 b 事業主が適用基準に該当する派遣就業の指示を行わなかったことによる場合（指示した派遣就業が取りやめになったことによる場合を含む。） (a)に該当する場合は、更に下記の5のうち、該当する主たる離職理由を更に1つ選択し、○印を記入してください。該当するものがない場合は下記の6に○印を記入した上、具体的な理由を記載してください。)	5E
☐	(3) 早期退職優遇制度、選択定年制度等により離職	
☐	(4) 移籍出向	
☐	4 事業主からの働きかけによるもの (1) 解雇（重責解雇を除く。） (2) 重責解雇（労働者の責めに帰すべき重大な理由による解雇） (3) 希望退職の募集又は退職勧奨 ① 事業の縮小又は一部休業に伴う人員整理を行うためのもの ② その他（理由を具体的に）	
☐	5 労働者の判断によるもの (1) 職場における事情による離職 ① 労働条件に係る問題（賃金低下、賃金遅配、時間外労働、採用条件との相違等）があったと労働者が判断したため ② 事業主又は他の労働者から就業環境が著しく悪くなるような言動（故意の排斥、嫌がらせ等）を受けたと労働者が判断したため ③ 妊娠、出産、育児休業、介護休業等に係る問題（休業等の申出拒否、妊娠、出産、休業等を理由とする不利益取扱）があったと労働者が判断したため ④ 事業所での大規模な人員整理があったことを考慮した離職 ⑤ 職種転換等に適合することが困難であったため（教育訓練の有・無） ⑥ 事業所移転により通勤困難となった（なる）ため（旧（新）所在地） ⑦ その他（理由を具体的に） (2) 労働者の個人的な事情による離職（一身上の都合、転職希望等）	
☐	6 その他（1～5のいずれにも該当しない場合） （理由を具体的に）	

具体的事情記載欄（事業主用）
就業規則第25条による定年退職

⑩離職者本人の判断（○で囲むこと）
事業主が○をつけた離職理由に異議 有り（無し）
記名押印又は自筆による署名（離職者氏名） 監 察 邦 夫 印

離職理由欄（⑦欄）の各項目の内容について

ここに記載した離職理由欄（⑦欄）の各項目の内容は、離職理由の判定にあたり、事業主が主張する離職理由を把握するために便宜上分類したものであり、特定受給資格者等の判断基準とは異なります。

離職理由の最終的な判定はハローワークで行いますので、⑦欄の□の中に○を記入した離職理由と異なる場合があります。特定受給資格者の判断基準については、ハローワークで配付しているリーフレットをご覧ください。

1 1の「事業所の倒産によるもの」

① 1(1)「倒産手続開始、手形取引停止による離職」

裁判所に対する破産の申立て、再生手続開始の申立て、更正手続開始の申立て、整理開始または特別清算開始の申立て、事業所の手形取引の停止等により事業所が倒産状態にあることまたは所管官庁から長時間にわたる業務停止命令がなされたことといった勤務先の事情を考慮し離職した場合がこれに該当します。なお、倒産等により解雇された場合は、4の(1)の解雇に該当します。

【持参いただく資料】裁判所において倒産手続の申立てを受理したことを証明する書類など

② 1(2)「事業所の廃止又は事業活動停止後事業再開の見込みがたたないため離職」

事業所が廃止された場合、裁判上の倒産手続（上記①の手続き）が執られていないが事業活動が事実上停止し、再開の見込みがない場合、株主総会等において解散の議決がなされた場合等の事業所が廃止状態にあることにより離職した場合がこれに該当します。

【持参いただく資料】解散の議決がなされた場合は、その議決が行われた議事録（写）など

2 2の「定年によるもの」

① 2「定年による離職」

就業規則等により定められている定年により離職した者がこれに該当します。なお、定年後の継続雇用が有期雇用により行われた場合であって、その有期契約期間の満了により離職した場合は下記3の①又は②に該当しますのでご注意ください。

3 3の「労働契約期間満了等によるもの」

① 3(1)「採用又は定年後の再雇用等にあらかじめ定められた雇用期限到来による離職」

労働契約は1年単位でも、別途、あらかじめ雇用期間の上限（3年など）が定められており、上限に達したことにより離職した場合をいいます。例えば、定年退職後、1年更新で65歳までの再雇用されることがあらかじめ定められており、65歳に達したことに伴い離職した場合などがこれに該当します。

② 3(2)「労働契約期間満了による離職」

労働契約期間満了とは、例えば契約期間が1年間といった期間の定めがある労働契約により雇用されていた者が、契約期間が終了したことにより離職した場合をいいます。（3(1)の「採用又は定年後の再雇用等にあらかじめ定められた雇用期限到来による離職」の場合を除きます。

なお、一般労働者派遣事業に雇用される派遣労働者のうち常時雇用される労働者以外の者の離職理由の記載にあたり、②中、派遣就業とは、派遣労働者として雇用されているが、請負により行われている事業に従事することを含みます。また、適用基準に該当する派遣就業とは、週の所定労働時間が20時間以上の場合等をいいます。

【持参いただく資料】労働契約書、雇入通知書、契約更新の通知書など

③ 3(3)「早期退職優遇制度、選択定年制度等により離職」

従来から恒常的に事業所の制度としてある早期退職優遇制度や選択定年制に応募した場合、会社における特定の事由による退職慣行等の理由により離職した場合がこれに該当します。

【持参いただく資料】制度の内容がわかる資料

④ 3(4)「移籍出向」

出向のうち適用事業に雇用される労働者が当該適用の事業主との雇用関係が終了する場合はこれに該当します。

【持参いただく資料】移籍出向の事実がわかる資料

4 4の「事業主からの働きかけによるもの」

① 4(1)「解雇（重責解雇を除く。）」及び(2)の「重責解雇（労働者の責めに帰すべき重大な理由による解雇）」

事業主による解雇がこれに該当し、重責解雇とは、刑法の規定違反、故意又は重過失による設備や器具の破壊又は事業所の信用失墜、重大な就業規則違反等により解雇された場合がこれに該当

します。

【持参いただく資料】解雇予告通知書、退職証明書、就業規則など

② 4(3)「希望退職の募集又は退職勧奨」

企業整備等における人員整理等に伴う事業主（又は人事担当者）による退職勧奨、人員整理を目的として臨時に募集される希望退職の募集に応じて離職する場合がこれに該当します。

【持参いただく資料】希望退職の募集に応じた場合には、希望退職募集要綱（写）、離職者の応募の事実が分かる資料

5 5の「労働者の判断によるもの」の(1)の「職場における事情による退職」

労働者の方が職場（事業所）における事情により離職をされた場合がこの区分に該当します。

① 5(1)①「労働条件に係る問題（賃金低下、賃金遅配、時間外労働、採用条件との相違等）があったと労働者が判断したため」

賃金の低下、賃金の一定割合が支払期日までに支払われないなどの賃金遅配、事業停止に伴い休業手当が継続して支払われること、過度な時間外労働など労働条件に重大な問題（実際の労働条件が採用時に示された条件と著しく相違している場合を含む。）があったこと、又は事業所において危険もしくは健康被害の発生するおそれのある法令違反等があり、行政機関の指摘にもかかわらず改善措置を講じない等の理由により離職した場合がこれに該当します。

【持参いただく資料】労働契約書、給与明細書、賃金低下に関する通知書、口座振込日がわかる預金通帳、タイムカード（写）等時間外労働がわかるものなど

② 5(1)②「事業主又は他の労働者から就業環境が著しく害されるような言動（故意の排斥、嫌がらせ等）を受けたと労働者が判断したため」

上司や同僚等からの故意の排斥、著しい冷遇や嫌がらせ（セクシュアル・ハラスメントや妊娠、出産等に関するハラスメントを含む。）等、就業環境に係る重大な問題があったため離職した場合がこれに該当します。

【持参いただく資料】特定個人を対象とする配置転換、給与体系等の変更の嫌がらせがあった場合には、配置転換の辞令（写）、労働契約書など

③ 5(1)③の「妊娠、出産、育児休業、介護休業等に係る問題（休業等の申出拒否、妊娠、出産、休業等を理由とする不利益取扱い）があったと労働者が判断したため」

育児休業、介護休業等の申出をしたが、正当な理由なく拒まれた場合、妊娠、出産、休業等の申出又は取得したことを理由とする不利益取扱いを受けた場合、育児・介護休業法、労働基準法、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の労働者保護法令に違反し、又は措置されなかった場合に離職した場合がこれに該当します。

④ 5(1)④「事業所での大規模な人員整理があったことを考慮した離職」

人員整理に伴い、当該事業所の労働者の3分の1を超える者が離職した場合、事業主が大量離職届（1か月に30人以上の離職を予定）をハローワークに提出しなければならないような事業所の縮小が行われた場合又は行われることが確実であることといった職場の事情を考慮して離職した場合がこれに該当します。

⑤ 5(1)⑤「職種転換等に適応することが困難であったため」

長期間にわたり従事していた職種から事業主が十分な教育訓練を行うことなく別の職種へ配置転換を行い新たな職種に適応できない場合や労働契約上、職種や勤務場所が特定されているにもかかわらず、他の職種への職種転換や遠隔地への転勤を命じられた場合等職種転換等に適応することが困難であったため離職した場合がこれに該当します。

【持参いただく資料】採用時の労働契約書、職種転換、配置転換又は転勤の辞令（写）など

⑥ 5(1)⑥「事業所移転により通勤困難となった（なる）ため」

事業所移転により通勤困難となった（なる）ために離職した場合が該当します。

【持参いただく資料】事業所移転の通知、事業所の移転先が分かる資料及び離職者の通勤経路にかかる時刻表など

6 5の「労働者の判断によるもの」の(2)の「労働者の個人的な事情による退職（一身上の都合、転職希望等）」

例えば、職務に耐えられない体調不良、妊娠・出産・育児・親族の介護等の家庭事情の急変、自発的な転職等労働者の方が職場事情以外の個人的な事情一般のため離職した場合がこれに該当します。

【持参いただく資料】退職願（写）等その内容が確認できる資料

7 6の「その他（1～5のいずれにも該当しない理由により離職した場合）」

1～5のいずれにも該当しない理由による離職した場合がこれに該当します。

【持参いただく資料】その内容が確認できる資料

3 昭和 56 年 7 月以前から被保険者となっている方の届出について

ハローワークでは、昭和 56 年からオンラインシステムを導入して雇用保険関係事務を処理しており、資格取得等の手続きにおいて、資格喪失等の手続きを行うための書類の記載内容の一部を印字してお渡ししております。

しかし、昭和 56 年以前に被保険者の資格取得等の手続きを行われている方が資格喪失等の手続きをされる場合には、ハローワークに備え付けている様式またはハローワークインターネットサービスよりダウンロードした様式を使用していただくこととなります。

- 届出様式……「雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届」（移行処理用）

雇用保険被保険者資格喪失届として使用する場合の記載例

様式第4号 (移行処理用) 雇用保険被保険者 資格喪失届 氏名変更届 様式文字 0123456789 (必ず第2面の注意事項を読んでから記載してください。)

※ 帳票種別
1 3 1 9 1 { 0 氏名変更届
1 資格喪失届

1. 個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2

2. 被保険者番号 4 9 0 0 - 1 0 2 0 4 7 - 1 3. 事業所番号 4 9 0 0 - 0 0 0 1 4 7 - 1

4. 資格取得年月日 3 - 4 6 0 4 0 1 (3 昭和 4 平成) 5. 離職等年月日 4 - 3 1 0 3 3 1 6. 喪失原因 2 { 1 離職以外の理由
2 3 以外の離職
3 事業主の都合による離職

7. 離職票交付希望 1 (1 有 2 無) 8. 1 週間の所定労働時間 4 0 0 0 9. 補充採用予定の有無 1 (空白 無 1 有)

10. 新氏名 フリガナ (カタカナ)

※ 記載欄 11. 喪失時被保険者種類 3 季節 12. 国籍・地域コード 17 欄に対応するコードを記入 13. 在留資格コード 18 欄に対応するコードを記入

14. 被保険者氏名 (ローマ字) または新氏名 (ローマ字) (アルファベット大文字で記入してください。)

被保険者氏名 (ローマ字) または新氏名 (ローマ字) (続き)

15. 在留期間 西暦 年 月 日 まで

16. 派遣・請負 1 派遣・請負労働者として主として当該事業所以外で就労していた場合 2 1 に該当しない場合

17. 国籍・地域 18. 在留資格

19. (フリガナ) カンサツ クニオ 20. 性別 21. 生 年 月 日
被保険者氏名 監察 邦夫 男・女 (大正 昭和 平成) 28 年 7 月 4 日

22. 被保険者の住所又は居所 那覇市おもろまち 1-3-25

23. 事業所名称 株式会社 雇用保険 那覇支店 24. 氏名変更年月日 平成 年 月 日

25. 被保険者でなくなった原因 就業規則第 25 条による定年退職

雇用保険法施行規則第 7 条第 1 項・第 14 条第 1 項の規定により、上記のとおり届けます。

平成 31 年 4 月 6 日

住 所 東京都千代田区霞が関 1-2-2

事業主氏名 株式会社 雇用保険 代表取締役 雇用太郎

電話番号 03 -5253 -1111

那覇 公共職業安定所長 殿

社会保険 労務士 記載欄 氏 名 電話番号 安定所 備考欄

※ 所 次 課 係 係 操作者
長 長 長 長 長

確認通知年月日
平成 年 月 日

(7) 2016.1

4 被保険者が転勤したとき

転勤とは、被保険者の勤務する場所が、同一の事業主の一の事業所から他の事業所に変更される場合をいいます。また、単なる出張や一時的な駐在は転勤に該当しません。

- ・ 提出書類……………「雇用保険被保険者転勤届」
- ・ 提出期日……………事実のあった日の翌日から 10 日以内
- ・ 提出先……………転勤後の事業所の所在地を管轄するハローワーク
- ・ 持参するもの………転勤前事業所に対し、すでに交付されている「雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届」

雇用保険被保険者転勤届の記載例

■ 様式第10号 雇用保険被保険者転勤届

帳票種別
12106

1. 被保険者番号
9900-123456-0

2. 生年月日
3-590219 (2 大正 3 昭和 4 平成)

3. 被保険者氏名
フリガナ (カタカナ)
労働 小太郎

4. 資格取得年月日
4-180401 (3 昭和 4 平成)

5. 事業所番号
4947-123456-7

6. 転勤前の事業所番号
4900-000111-0

7. 転勤年月日
4-310701

8. 転勤前事業所
名称・所在地 株式会社 雇用保険
東京都千代田区霞が関1-2-2

9. 備考

雇用保険法施行規則第13条第1項の規定により上記のとおり届けます。

平成 31 年 7 月 7 日

住 所 東京都千代田区霞が関1-2-2

事業主氏名 株式会社 雇用保険 代表取締役 労働太郎

電話番号 03 -5253 -1111

※ 八重山公共職業安定所長 殿

社会保険
労働者
記載欄

氏 名 電話番号

※ 備考

確認通知 平成 年 月 日

2011. 1

5 被保険者が氏名を変更したとき

被保険者の氏名が変更した場合の届出となります。資格取得時に、ハローワークから交付された「雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届」を使用してください。

- ・ 提出書類……「雇用保険被保険者氏名変更届」
- ・ 提出期日……氏名を変更したその都度速やかに
- ・ 提出先……事業所の所在地を管轄するハローワーク

雇用保険被保険者氏名変更届の記載例

様式第4号 (第1面) **雇用保険被保険者資格喪失届**
 氏名変更届

届出 字 体 **0123456789**
 (必ず第2面の注意事項を読んでから記載してください。)

※ 帳票種別
 13102 2: 氏名変更届 3: 資格喪失届
 1. 被保険者番号 **4900-102047-2** 2. 事業所番号 **4900-000147-1** 3. 資格取得年月日 **180401**

4. 離職年月日 **4** 5. 喪失理由 **1** (1) 有 (2) 無 (3) 以外の離職 (3) 事業主の都合による離職
 元号 年 月 日 時間 分 (空白 無)

9. 新氏名 フリガナ (カタカナ)
職相 千里 ショクソウ チサト

10. 個人番号 **12345678901234567890**

11. 喪失時被保険者種別 **1** (3 準則) 12. 国・地域コード **17** (17欄に対応するコードを記入) 13. 在留資格コード **18** (18欄に対応するコードを記入)

被保険者氏名	性別	生年月日	取得時被保険者種別	勤続年月日	資格安定所番号	雇用形態
テキヨウ チサト	女	昭和57年2月19日	一般			
資格取得年月日以後の1週間の所定労働時間	事業所名称略称 カフシキガイシャ コヨウホケン ナハシテン					
被保険者の住所又は居所						
被保険者でなくなったことの原因又は氏名変更年月日	平成31年4月10日					

雇用保険法施行規則第7条第1項・第14条第1項の規定により、上記のとおり届けます。

平成 31 年 6 月 4 日

住 所 東京都千代田区霞が関1-2-2
 事業主氏名 株式会社雇用保険 代表取締役 雇用太郎
 電話番号 03-5253-1111

印 鑑 役 務 所 長 印
 那覇 公共職業安定所 長 殿

※

所長	次長	課長	係長	係	操作者

社会保険	労務士	記載欄	氏 名	電話番号
作成年月日・提出代行書・事業代表者の表示				

※裏面

[illegible]

6 被保険者が「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」第21条第1項に規定する雇用継続交流採用職員でなくなったとき

雇用継続交流採用職員でなくなった場合の届出となります。

- 提出書類……「雇用継続交流採用終了届」
- 提出期日……雇用継続交流採用職員でなくなった日の翌日から10日以内
- 提出先……事業所の所在地を管轄するハローワーク
- 持参するもの……次の①～②

① 雇用継続交流採用職員でなくなったことの事実の分かる資料

② 雇用継続交流採用職員であった期間を証明することが分かる資料

〔官民人事交流法第19条第3項に基づき締結された取決め書の写、官公署から交付された辞令等の写、賃金台帳、労働者名簿、出勤簿等〕

雇用継続交流採用終了届の記載例

様式第9号の2 雇用継続交流採用終了届

帳票種別
12109

1. 事業所番号
4900-000111-0

2. 被保険者番号
4900-123456-0

3. 姓(漢字) 労働 4. 名(漢字) 小太郎

5. フリガナ(カタカナ)
ロウトウ コタロウ

6. 生年月日
3-590219 (2 大正 3 昭和 4 平成)

7. 資格取得年月日
4-180401 (3 昭和 4 平成)

8. 雇用継続交流採用開始年月日
4-250401

9. 雇用継続交流採用終了年月日
4-310331

10. 出向先官署コード
13

※ 11. 交流採用記録取消
□

01…内閣府 02…内閣法制局
03…人事院 04…内閣府(官内庁及び国家公安委員会を除く)
05…宮内庁 06…国家公安委員会
07…防衛省 08…財務省
09…法務省 10…外務省
11…財務省 12…文部科学省
13…厚生労働省 14…農林水産省
15…経済産業省 16…国土交通省
17…環境省 18…会計検査院
99…その他

雇用保険法施行規則第12条の2の規定により、上記のとおり届けます。
平成 31 年 4 月 5 日
公共職業安定所長 殿

株式会社 雇用保険 千代田区霞が関
1-2-2
電話番号 03-5253-1111
事業主氏名 株式会社雇用保険 代表取締役 雇用保険

備考

社会保険 労務士 記載欄

※ 所 次 課 係 係 操作者

2011. 1

7 被保険者関係の届出をしたときにお渡しするもの

(1) 資格取得届、氏名変更届、転勤届を提出したとき

ハローワークからは、被保険者氏名や事業所番号等がハローワークシステムで印字された「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（被保険者用）・雇用保険被保険者証・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）・雇用保険被保険者資格喪失届」（ミシン目の入っている1枚もの）をお渡しします。

上記の書類には、被保険者（本人）にお渡しいただく書類がありますので、大切に保管するよう説明した上で、必ず被保険者本人にお渡しください。

様式第4号（第1面） 雇用保険被保険者 資格喪失届 氏名変更届

標準 字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

（必ず第2面の注意事項を読んでから記載してください。）

※ 帳票種別 1 3 1 0 2 氏名変更届 3 資格喪失届

1 被保険者番号 4900-102030-4 2 事業所番号 4900-987654-3 3 資格取得年月日 310622

4 離職年月日 4 5 喪失原因 6 離職交付希望 7 1 週間の所定労働時間 8 補充採用予定の有無

9 新氏名 フリガナ（カタカナ）

10 個人番号

被保険者氏名 性別 生年月日 取得時被保険者種類 転勤年月日 官給安定所番号 雇用形態

テキヨウ ユウコ 女 昭和52年10月25日 一般

資格取得年月日現在1週間の所定労働時間 事業所名称 カブシキガイシャ コヨウホケン カミシャクジイシテン

被保険者の住所又は最前

被保険者でなくなったことの原因又は氏名変更年月日

雇用保険法施行規則第7条第1項・第14条第1項の規定により、上記のとおり届けます。

平成 年 月 日

住 所

記名押印又は署名

事業主氏名

印

電話番号

公共職業安定所長 殿

※

所長 次長 課長 係長 係 操作者

社会保険 労務士 記載欄

氏 名

電 話 番 号

印

<キリトリ>

雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）

確認（受理）通知年月日 310630

雇用保険被保険者資格取得届に基づき、下記のとおり確認（通知）します。

公共職業安定所長 殿

被保険者番号 4900-102030-4 事業所番号 4900-987654-3 官給区分 0

資格取得年月日 310622

被保険者氏名 テキヨウ ユウコ 性別 2 (1 男 2 女) 生年月日(元号一年月日) 3 521025 (2 大正 3 昭和 4 平成 5 令和)

取得時被保険者種類 1 (1 労働者 2 学生 3 家族 4 学生 5 家族 6 学生 7 家族 8 学生 9 家族 10 学生 11 家族 12 学生 13 家族 14 学生 15 家族 16 学生 17 家族 18 学生 19 家族 20 学生 21 家族 22 学生 23 家族 24 学生 25 家族 26 学生 27 家族 28 学生 29 家族 30 学生 31 家族 32 学生 33 家族 34 学生 35 家族 36 学生 37 家族 38 学生 39 家族 40 学生 41 家族 42 学生 43 家族 44 学生 45 家族 46 学生 47 家族 48 学生 49 家族 50 学生 51 家族 52 学生 53 家族 54 学生 55 家族 56 学生 57 家族 58 学生 59 家族 60 学生 61 家族 62 学生 63 家族 64 学生 65 家族 66 学生 67 家族 68 学生 69 家族 70 学生 71 家族 72 学生 73 家族 74 学生 75 家族 76 学生 77 家族 78 学生 79 家族 80 学生 81 家族 82 学生 83 家族 84 学生 85 家族 86 学生 87 家族 88 学生 89 家族 90 学生 91 家族 92 学生 93 家族 94 学生 95 家族 96 学生 97 家族 98 学生 99 家族 100 学生 101 家族 102 学生 103 家族 104 学生 105 家族 106 学生 107 家族 108 学生 109 家族 110 学生 111 家族 112 学生 113 家族 114 学生 115 家族 116 学生 117 家族 118 学生 119 家族 120 学生 121 家族 122 学生 123 家族 124 学生 125 家族 126 学生 127 家族 128 学生 129 家族 130 学生 131 家族 132 学生 133 家族 134 学生 135 家族 136 学生 137 家族 138 学生 139 家族 140 学生 141 家族 142 学生 143 家族 144 学生 145 家族 146 学生 147 家族 148 学生 149 家族 150 学生 151 家族 152 学生 153 家族 154 学生 155 家族 156 学生 157 家族 158 学生 159 家族 160 学生 161 家族 162 学生 163 家族 164 学生 165 家族 166 学生 167 家族 168 学生 169 家族 170 学生 171 家族 172 学生 173 家族 174 学生 175 家族 176 学生 177 家族 178 学生 179 家族 180 学生 181 家族 182 学生 183 家族 184 学生 185 家族 186 学生 187 家族 188 学生 189 家族 190 学生 191 家族 192 学生 193 家族 194 学生 195 家族 196 学生 197 家族 198 学生 199 家族 200 学生 201 家族 202 学生 203 家族 204 学生 205 家族 206 学生 207 家族 208 学生 209 家族 210 学生 211 家族 212 学生 213 家族 214 学生 215 家族 216 学生 217 家族 218 学生 219 家族 220 学生 221 家族 222 学生 223 家族 224 学生 225 家族 226 学生 227 家族 228 学生 229 家族 230 学生 231 家族 232 学生 233 家族 234 学生 235 家族 236 学生 237 家族 238 学生 239 家族 240 学生 241 家族 242 学生 243 家族 244 学生 245 家族 246 学生 247 家族 248 学生 249 家族 250 学生 251 家族 252 学生 253 家族 254 学生 255 家族 256 学生 257 家族 258 学生 259 家族 260 学生 261 家族 262 学生 263 家族 264 学生 265 家族 266 学生 267 家族 268 学生 269 家族 270 学生 271 家族 272 学生 273 家族 274 学生 275 家族 276 学生 277 家族 278 学生 279 家族 280 学生 281 家族 282 学生 283 家族 284 学生 285 家族 286 学生 287 家族 288 学生 289 家族 290 学生 291 家族 292 学生 293 家族 294 学生 295 家族 296 学生 297 家族 298 学生 299 家族 300 学生 301 家族 302 学生 303 家族 304 学生 305 家族 306 学生 307 家族 308 学生 309 家族 310 学生 311 家族 312 学生 313 家族 314 学生 315 家族 316 学生 317 家族 318 学生 319 家族 320 学生 321 家族 322 学生 323 家族 324 学生 325 家族 326 学生 327 家族 328 学生 329 家族 330 学生 331 家族 332 学生 333 家族 334 学生 335 家族 336 学生 337 家族 338 学生 339 家族 340 学生 341 家族 342 学生 343 家族 344 学生 345 家族 346 学生 347 家族 348 学生 349 家族 350 学生 351 家族 352 学生 353 家族 354 学生 355 家族 356 学生 357 家族 358 学生 359 家族 360 学生 361 家族 362 学生 363 家族 364 学生 365 家族 366 学生 367 家族 368 学生 369 家族 370 学生 371 家族 372 学生 373 家族 374 学生 375 家族 376 学生 377 家族 378 学生 379 家族 380 学生 381 家族 382 学生 383 家族 384 学生 385 家族 386 学生 387 家族 388 学生 389 家族 390 学生 391 家族 392 学生 393 家族 394 学生 395 家族 396 学生 397 家族 398 学生 399 家族 400 学生 401 家族 402 学生 403 家族 404 学生 405 家族 406 学生 407 家族 408 学生 409 家族 410 学生 411 家族 412 学生 413 家族 414 学生 415 家族 416 学生 417 家族 418 学生 419 家族 420 学生 421 家族 422 学生 423 家族 424 学生 425 家族 426 学生 427 家族 428 学生 429 家族 430 学生 431 家族 432 学生 433 家族 434 学生 435 家族 436 学生 437 家族 438 学生 439 家族 440 学生 441 家族 442 学生 443 家族 444 学生 445 家族 446 学生 447 家族 448 学生 449 家族 450 学生 451 家族 452 学生 453 家族 454 学生 455 家族 456 学生 457 家族 458 学生 459 家族 460 学生 461 家族 462 学生 463 家族 464 学生 465 家族 466 学生 467 家族 468 学生 469 家族 470 学生 471 家族 472 学生 473 家族 474 学生 475 家族 476 学生 477 家族 478 学生 479 家族 480 学生 481 家族 482 学生 483 家族 484 学生 485 家族 486 学生 487 家族 488 学生 489 家族 490 学生 491 家族 492 学生 493 家族 494 学生 495 家族 496 学生 497 家族 498 学生 499 家族 500 学生 501 家族 502 学生 503 家族 504 学生 505 家族 506 学生 507 家族 508 学生 509 家族 510 学生 511 家族 512 学生 513 家族 514 学生 515 家族 516 学生 517 家族 518 学生 519 家族 520 学生 521 家族 522 学生 523 家族 524 学生 525 家族 526 学生 527 家族 528 学生 529 家族 530 学生 531 家族 532 学生 533 家族 534 学生 535 家族 536 学生 537 家族 538 学生 539 家族 540 学生 541 家族 542 学生 543 家族 544 学生 545 家族 546 学生 547 家族 548 学生 549 家族 550 学生 551 家族 552 学生 553 家族 554 学生 555 家族 556 学生 557 家族 558 学生 559 家族 560 学生 561 家族 562 学生 563 家族 564 学生 565 家族 566 学生 567 家族 568 学生 569 家族 570 学生 571 家族 572 学生 573 家族 574 学生 575 家族 576 学生 577 家族 578 学生 579 家族 580 学生 581 家族 582 学生 583 家族 584 学生 585 家族 586 学生 587 家族 588 学生 589 家族 590 学生 591 家族 592 学生 593 家族 594 学生 595 家族 596 学生 597 家族 598 学生 599 家族 600 学生 601 家族 602 学生 603 家族 604 学生 605 家族 606 学生 607 家族 608 学生 609 家族 610 学生 611 家族 612 学生 613 家族 614 学生 615 家族 616 学生 617 家族 618 学生 619 家族 620 学生 621 家族 622 学生 623 家族 624 学生 625 家族 626 学生 627 家族 628 学生 629 家族 630 学生 631 家族 632 学生 633 家族 634 学生 635 家族 636 学生 637 家族 638 学生 639 家族 640 学生 641 家族 642 学生 643 家族 644 学生 645 家族 646 学生 647 家族 648 学生 649 家族 650 学生 651 家族 652 学生 653 家族 654 学生 655 家族 656 学生 657 家族 658 学生 659 家族 660 学生 661 家族 662 学生 663 家族 664 学生 665 家族 666 学生 667 家族 668 学生 669 家族 670 学生 671 家族 672 学生 673 家族 674 学生 675 家族 676 学生 677 家族 678 学生 679 家族 680 学生 681 家族 682 学生 683 家族 684 学生 685 家族 686 学生 687 家族 688 学生 689 家族 690 学生 691 家族 692 学生 693 家族 694 学生 695 家族 696 学生 697 家族 698 学生 699 家族 700 学生 701 家族 702 学生 703 家族 704 学生 705 家族 706 学生 707 家族 708 学生 709 家族 710 学生 711 家族 712 学生 713 家族 714 学生 715 家族 716 学生 717 家族 718 学生 719 家族 720 学生 721 家族 722 学生 723 家族 724 学生 725 家族 726 学生 727 家族 728 学生 729 家族 730 学生 731 家族 732 学生 733 家族 734 学生 735 家族 736 学生 737 家族 738 学生 739 家族 740 学生 741 家族 742 学生 743 家族 744 学生 745 家族 746 学生 747 家族 748 学生 749 家族 750 学生 751 家族 752 学生 753 家族 754 学生 755 家族 756 学生 757 家族 758 学生 759 家族 760 学生 761 家族 762 学生 763 家族 764 学生 765 家族 766 学生 767 家族 768 学生 769 家族 770 学生 771 家族 772 学生 773 家族 774 学生 775 家族 776 学生 777 家族 778 学生 779 家族 780 学生 781 家族 782 学生 783 家族 784 学生 785 家族 786 学生 787 家族 788 学生 789 家族 790 学生 791 家族 792 学生 793 家族 794 学生 795 家族 796 学生 797 家族 798 学生 799 家族 800 学生 801 家族 802 学生 803 家族 804 学生 805 家族 806 学生 807 家族 808 学生 809 家族 810 学生 811 家族 812 学生 813 家族 814 学生 815 家族 816 学生 817 家族 818 学生 819 家族 820 学生 821 家族 822 学生 823 家族 824 学生 825 家族 826 学生 827 家族 828 学生 829 家族 830 学生 831 家族 832 学生 833 家族 834 学生 835 家族 836 学生 837 家族 838 学生 839 家族 840 学生 841 家族 842 学生 843 家族 844 学生 845 家族 846 学生 847 家族 848 学生 849 家族 850 学生 851 家族 852 学生 853 家族 854 学生 855 家族 856 学生 857 家族 858 学生 859 家族 860 学生 861 家族 862 学生 863 家族 864 学生 865 家族 866 学生 867 家族 868 学生 869 家族 870 学生 871 家族 872 学生 873 家族 874 学生 875 家族 876 学生 877 家族 878 学生 879 家族 880 学生 881 家族 882 学生 883 家族 884 学生 885 家族 886 学生 887 家族 888 学生 889 家族 890 学生 891 家族 892 学生 893 家族 894 学生 895 家族 896 学生 897 家族 898 学生 899 家族 900 学生 901 家族 902 学生 903 家族 904 学生 905 家族 906 学生 907 家族 908 学生 909 家族 910 学生 911 家族 912 学生 913 家族 914 学生 915 家族 916 学生 917 家族 918 学生 919 家族 920 学生 921 家族 922 学生 923 家族 924 学生 925 家族 926 学生 927 家族 928 学生 929 家族 930 学生 931 家族 932 学生 933 家族 934 学生 935 家族 936 学生 937 家族 938 学生 939 家族 940 学生 941 家族 942 学生 943 家族 944 学生 945 家族 946 学生 947 家族 948 学生 949 家族 950 学生 951 家族 952 学生 953 家族 954 学生 955 家族 956 学生 957 家族 958 学生 959 家族 960 学生 961 家族 962 学生 963 家族 964 学生 965 家族 966 学生 967 家族 968 学生 969 家族 970 学生 971 家族 972 学生 973 家族 974 学生 975 家族 976 学生 977 家族 978 学生 979 家族 980 学生 981 家族 982 学生 983 家族 984 学生 985 家族 986 学生 987 家族 988 学生 989 家族 990 学生 991 家族 992 学生 993 家族 994 学生 995 家族 996 学生 997 家族 998 学生 999 家族 1000 学生 1001 家族 1002 学生 1003 家族 1004 学生 1005 家族 1006 学生 1007 家族 1008 学生 1009 家族 1010 学生 1011 家族 1012 学生 1013 家族 1014 学生 1015 家族 1016 学生 1017 家族 1018 学生 1019 家族 1020 学生 1021 家族 1022 学生 1023 家族 1024 学生 1025 家族 1026 学生 1027 家族 1028 学生 1029 家族 1030 学生 1031 家族 1032 学生 1033 家族 1034 学生 1035 家族 1036 学生 1037 家族 1038 学生 1039 家族 1040 学生 1041 家族 1042 学生 1043 家族 1044 学生 1045 家族 1046 学生 1047 家族 1048 学生 1049 家族 1050 学生 1051 家族 1052 学生 1053 家族 1054 学生 1055 家族 1056 学生 1057 家族 1058 学生 1059 家族 1060 学生 1061 家族 1062 学生 1063 家族 1064 学生 1065 家族 1066 学生 1067 家族 1068 学生 1069 家族 1070 学生 1071 家族 1072 学生 1073 家族 1074 学生 1075 家族 1076 学生 1077 家族 1078 学生 1079 家族 1080 学生 1081 家族 1082 学生 1083 家族 1084 学生 1085 家族 1086 学生 1087 家族 1088 学生 1089 家族 1090 学生 1091 家族 1092 学生 1093 家族 1094 学生 1095 家族 1096 学生 1097 家族 1098 学生 1099 家族 1100 学生 1101 家族 1102 学生 1103 家族 1104 学生 1105 家族 1106 学生 1107 家族 1108 学生 1109 家族 1110 学生 1111 家族 1112 学生 1113 家族 1114 学生 1115 家族 1116 学生 1117 家族 1118 学生 1119 家族 1120 学生 1121 家族 1122 学生 1123 家族 1124 学生 1125 家族 1126 学生 1127 家族 1128 学生 1129 家族 1130 学生 1131 家族 1132 学生 1133 家族 1134 学生 1135 家族 1136 学生 1137 家族 1138 学生 1139 家族 1140 学生 1141 家族 1142 学生 1143 家族 1144 学生 1145 家族 1146 学生 1147 家族 1148 学生 1149 家族 1150 学生 1151 家族 1152 学生 1153 家族 1154 学生 1155 家族 1156 学生 1157 家族 1158 学生 1159 家族 1160 学生 1161 家族 1162 学生 1163 家族 1164 学生 1165 家族 1166 学生 1167 家族 1168 学生 1169 家族 1170 学生 1171 家族 1172 学生 1173 家族 1174 学生 1175 家族 1176 学生 1177 家族 1178 学生 1179 家族 1180 学生 1181 家族 1182 学生 1183 家族 1184 学生 1185 家族 1186 学生 1187 家族 1188 学生 1189 家族 1190 学生 1191 家族 1192 学生 1193 家族 1194 学生 1195 家族 1196 学生 1197 家族 1198 学生 1199 家族 1200 学生 1201 家族 1202 学生 1203 家族 1204 学生 1205 家族 1206 学生 1207 家族 1208 学生 1209 家族 1210 学生 1211 家族 1212 学生 1213 家族 1214 学生 1215 家族 1216 学生 1217 家族 1218 学生 1219 家族 1220 学生 1221 家族 1222 学生 1223 家族 1224 学生 1225 家族 1226 学生 1227 家族 1228 学生 1229 家族 1230 学生 1231 家族 1232 学生 1233 家族 1234 学生 1235 家族 1236 学生 1237 家族 1238 学生 1239 家族 1240 学生 1241 家族 1242 学生 1243 家族 1244 学生 1245 家族 1246 学生 1247 家族 1248 学生 1249 家族 1250 学生 1251 家族 1252 学生 1253 家族 1254 学生 1255 家族 1256 学生 1257 家族 1258 学生 1259 家族 1260 学生 1261 家族 1262 学生 1263 家族 1264 学生 1265 家族 1266 学生 1267 家族 1268 学生 1269 家族 1270 学生 1271 家族 1272 学生 1273 家族 1274 学生 1275 家族 1276 学生 1277 家族 1278 学生 1279 家族 1280 学生 1281 家族 1282 学生 1283 家族 1284 学生 1285 家族 1286 学生 1287 家族 1288 学生 1289 家族 1290 学生 1291 家族 1292 学生 1293 家族 1294 学生 1295 家族 1296 学生 1297 家族 1298 学生 1299 家族 1300 学生 1301 家族 1302 学生 1303 家族 1304 学生 1305 家族 1306 学生 1307 家族 1308 学生 1309 家族 1310 学生 1311 家族 1312 学生 1313 家族 1314 学生 1315 家族 1316 学生 1317 家族 1318 学生 1319 家族 1320 学生 1321 家族 1322 学生 1323 家族 1324 学生 1325 家族 1326 学生 1327 家族 1328 学生 1329 家族 1330 学生 1331 家族 1332 学生 1333 家族 1334 学生 1335 家族 1336 学生 1337 家族 1338 学生 1339 家族 1340 学生 1341 家族 1342 学生 1343 家族 1344 学生 1345 家族 1346 学生 1347 家族 1348 学生 1349 家族 1350 学生 1351 家族 1352 学生 1353 家族 1354 学生 1355 家族 1356 学生 1357 家族 1358 学生 1359 家族 1360 学生 1361 家族 1362 学生 1363 家族 1364 学生 1365 家族 1366 学生 1367 家族 1368 学生 1369 家族 1370 学生 1371 家族 1372 学生 1373 家族 1374 学生 1375 家族 1376 学生 1377 家族 1378 学生 1379 家族 1380 学生 1381 家族 1382 学生 1383 家族 1384 学生 1385 家族 1386 学生 1387 家族 1388 学生 1389 家族 1390 学生 1391 家族 1392 学生 1393 家族 1394 学生 1395 家族 1396 学生 1397 家族 1398 学生 1399 家族 1400 学生 1401 家族 1402 学生 1403 家族 1404 学生 1405 家族 1406 学生 1407 家族 1408 学生 1409 家族 1410 学生 1411 家族 1412 学生 1413 家族 1414 学生 1415 家族 1416 学生 1417 家族 1418 学生 1419 家族 1420 学生 1421 家族 1422 学生 1423 家族 1424 学生 1425 家族 1426 学生 1427 家族 1428 学生 1429 家族 1430 学生 1431 家族 1432 学生 1433 家族 1434 学生 1435 家族 1436 学生 1437 家族 1438 学生 1439 家族 1440 学生 1441 家族 1442 学生 1443 家族 1444 学生 1445 家族 1446 学生 1447 家族 1448 学生 1449 家族 1450 学生 1451 家族 1452 学生 1453 家族 1454 学生 1455 家族 1456 学生 1457 家族 1458 学生 1459 家族 1460 学生 1461 家族 1462 学生 1463 家族 1464 学生 1465 家族 1466 学生 1467 家族 1468 学生 1469 家族 1470 学生 1471 家族 1472 学生 1473 家族 1474 学生 1475 家族 1476 学生 1477 家族 1478 学生 1479 家族 1480 学生 1481 家族 1482 学生 1483 家族 1484 学生 1485 家族 1486 学生 1487 家族 1488 学生 1489 家族 1490 学生 1491 家族 1492 学生 1493 家族 1494 学生 1495 家族 1496 学生 1497 家族 1498 学生 1499 家族 1500 学生 1501 家族 1502 学生 1503 家族 1504 学生 1505 家族 1506 学生 1507 家族 1508 学生 1509 家族 1510 学生 1511 家族 1512 学生 1513 家族 1514 学生 1515 家族 1516 学生 1517 家族 1518 学生 1519 家族 1520 学生 1521 家族 1522 学生 1523 家族 1524 学生 1525 家族 1526 学生 1527 家族 1528 学生 1529 家族 1530 学生 1531 家族 1532 学生 1533 家族 1534 学生 1535 家族 1536 学生 1537 家族 1538 学生 1539 家族 1540 学生 1541 家族 1542 学生 1543 家族 1544 学生 1545 家族 1546 学生 1547 家族 1548 学生 1549 家族 1550 学生 1551 家族 1552 学生 1553 家族 1554 学生 1555 家族 1556 学生 1557 家族 1558 学生 1559 家族 1560 学生 1561 家族 1562 学生 1563 家族 1564 学生 1565 家族 1566 学生 1567 家族 1568 学生 1569 家族 1570 学生 1571 家族 1572 学生 1573 家族 1574 学生 1575 家族 1576 学生 1577 家族 1578 学生 1579 家族 1580 学生 1581 家族 1582 学生 1583 家族 1584 学生 1585 家族 1586 学生 1587 家族 1588 学生 1589 家族 1590 学生 1591 家族 1592 学生 1593 家族 1594 学生 1595 家族 1596 学生 1597 家族 1598 学生 1599 家族 1600 学生 1601 家族 1602 学生 1603 家族 1604 学生 1605 家族 1606 学生 1607 家族 1608 学生 1609 家族 1610 学生 1611 家族 1612 学生 1613 家族 1614 学生 1615 家族 1616 学生 1617 家族 1618 学生 1619 家族 1620 学生 1621 家族 1622 学生 1623 家族 1624 学生 1625 家族 1626 学生 1627 家族 1628 学生 1629 家族 1630 学生 1631 家族 1632 学生 1633 家族 1634 学生 1635 家族 1636 学生 1637 家族 1638 学生 1639 家族 1640 学生 1641 家族 1642 学生 1643 家族 1644 学生 1645 家族 1646 学生 1647 家族 1648 学生 1649 家族 1650 学生 1651 家族 1652 学生 1653 家族 1654 学生 1655 家族 1656 学生 1657 家族 1658 学生 1659 家族 1660 学生 1661 家族 1662 学生 1663 家族 1664 学生 1665 家族 1666 学生 1667 家族 1668 学生 1669 家族 1670 学生 1671 家族 1672 学生 1673 家族 1674 学生 1675 家族 1676 学生 1677 家族 1678 学生 1679 家族 1680 学生 1681 家族 1682 学生 1683 家族 1684 学生 1685 家族 1686 学生 1687 家族 1688 学生 1689 家族 1690 学生 1691 家族 1692 学生 1693 家族 1694 学生 1695 家族 1696 学生 1697 家族 1698 学生 1699 家族 1700 学生 1701 家族 1702 学生 1703 家族 1704 学生 1705 家族 1706 学生 1707 家族 1708 学生 1709 家族 1710 学生 1711 家族 1712 学生 1713 家族 1714 学生 1715 家族 1716 学生 1717 家族 1718 学生 1719 家族 1720 学生 1721 家族 1722 学生 1723 家族 1724 学生 1725 家族 1726 学生 1727 家族 1728 学生 1729 家族 1730 学生 1731 家族 1732 学生 1733 家族 1734 学生 1735 家族 1736 学生 1737 家族 1738 学生 1739 家族 1740 学生 1741 家族 1742 学生 1743 家族 1744 学生 1745 家族 1746 学生 1747 家族 1748 学生 1749 家族 1750 学生 1751 家族 1752 学生 1753 家族 1754 学生 1755 家族 1756 学生 1757 家族 1758 学生 1759 家族 1760 学生 1761 家族 1762 学生 1763 家族 1764

ハローワークからは、被保険者氏名や事業所番号等が印字された「雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（事業主通知用）・雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（被保険者通知用）」をお渡します。

被保険者（本人）にお渡しいただく書類は、速やかにお渡しください。

– 56 –

○ 被保険者に関する諸手続Q & A

Q 出向社員の取扱いとは？

A社では、このたび社員を系列のB社に出向させることになりました。賃金は月給の4分の3をA社が負担し、残りの4分の1をB社が負担する予定です。

このような場合、社員は、どちらの被保険者となるのでしょうか。

A 労働者が出向して、2以上の事業主と雇用関係ができたようなときは、その労働者が生計を維持するに必要な主たる賃金を受ける一の雇用関係のみ被保険者として取り扱うこととしています。(28ページ参照)

したがって、今回のケースは、賃金の4分の3を負担するA社が主たる事業主となりますので、引き続きA社の被保険者として取り扱うこととなります。ただし、この被保険者が離職した場合には、被保険者となっているA社での賃金のみが、離職票の賃金に記載されることとなります(B社の賃金は記載されません。)のでご注意ください。

【 参考 】 出向に関する雇用保険の取扱いについて

出向の形態に合わせて、以下の2種類に分類しています。

● 移籍出向

出向元事業主との雇用関係を終了させて勤務する場合で、出向元の事業主を離職し、出向先の事業主に新たに雇用されたものとして取り扱います。

● 在籍出向

出向元の事業主との雇用関係を継続させたまま出向先で勤務する場合で、出向元と出向先の両事業所との間に雇用関係が生じることとなります。

雇用保険では、そのうち主たる雇用関係、すなわちその者が生計を維持するために必要な主たる賃金を受ける一の雇用関係についてのみ被保険者となりますのでご注意ください。

したがって、出向元で賃金が支払われる場合は原則として出向元の事業主の雇用関係について、出向先で賃金が支払われる場合は原則として出向先の事業主との雇用関係について、それぞれ被保険者資格を有することとなります。

○ 被保険者に関する諸手続Q & A

Q 雇用保険被保険者資格の取得の年月日は？

当社では、4月1日付けで2名採用したのですが、今年は4月1日が日曜日であったため、実際に出勤したのは4月2日となりました。

この場合の資格取得日について、どのような取扱いとなるか教えてください。

A この場合の資格取得日は、4月1日となります。

資格取得届の「11. 資格取得年月日」の欄には、事業主と本人との間で契約した最初に出勤すべき日（試用期間、研修期間も含みます。）を記入していただくこととなります。特に、試用期間、研修期間、休日、祝日等がある場合には、間違いが大変おこりやすくなっていますので、十分注意してください。

Q 外国で勤務する者の被保険者資格は？

当社では、このたび、アメリカのサンフランシスコに支店を開設することとなりました。当面、本社から3名を赴任させ、現地で1名を採用する予定です。

海外の事業所に勤務する者の被保険者資格について、どのような取扱いとなるか教えてください。

A 適用事業に雇用される労働者が、事業主の命により外国で勤務するような場合であっても、日本国内の適用事業との雇用関係が存続している限り、引き続き被保険者として取り扱うこととなります。（29ページ参照）

したがって、今回の場合には、本社から赴任する3名については、引き続き被保険者として取り扱います。ただし、現地採用の1名については被保険者となりませんのでご注意ください。

Q 雇用保険の加入状況について確認する方法は？

雇い入れている労働者について、雇用保険被保険者資格取得届の手続き漏れがないかを確認するためにはどうすればいいですか。

A 「事業所別被保険者台帳」という請求のあった事業所に適用されている被保険者の氏名や資格取得年月日が記載された台帳を提供いたします。

請求方法につきましては、「事業所別被保険者台帳（写）交付請求書」により請求することとなりますが、具体的には事業所を管轄する公共職業安定所にお問い合わせください。

また、社会保険労務士等を代理人として依頼することも可能です。

なお、事業所別被保険者台帳の提供については、依頼をいただいた後、一定の時間をいただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

○ 被保険者に関する諸手続Q & A

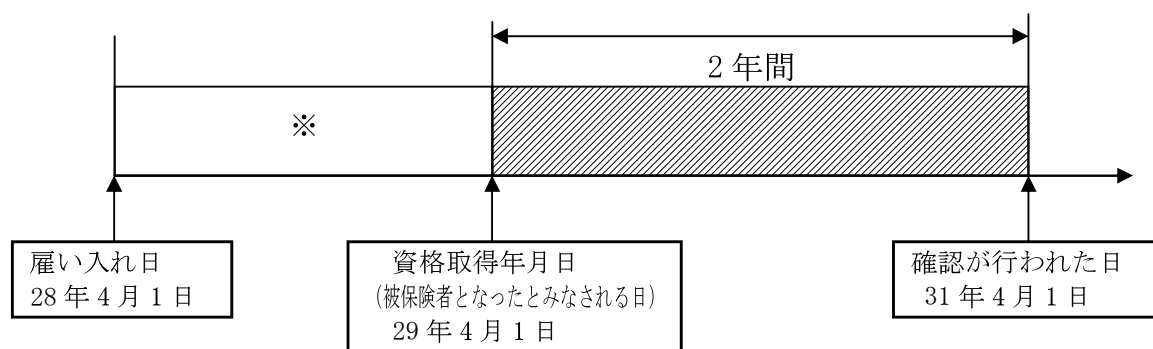
Q 雇用保険の手続き漏れがあった場合には？

雇い入れている労働者について、雇用保険の手続き漏れがあった場合、遡って被保険者資格取得届の手続を行うことができますか。

A 事業主は、新たに従業員を雇用したときは、被保険者となった日の属する月の翌月 10 日までに雇用保険被保険者資格取得届を提出していただくことになっています。

この手続が何らかの理由で漏れていた場合には、過去に遡って確認を行うこととなりますが、被保険者となった日が、被保険者であったことの確認が行われた日から 2 年より前であった場合には、その確認が行われた日の 2 年前の日とみなすこととしています。（雇用保険法第 14 条）

例えば、平成 28 年 4 月 1 日に雇い入れた者について、資格取得届の提出が漏れていたことがわかり、被保険者となったことの確認が、平成 31 年 4 月 1 日になって行われた場合は、その 2 年前の日、すなわち平成 29 年 4 月 1 日に被保険者となったものとみなします。



※ 2 年を超える雇用保険の遡及適用について

事業主から雇用保険被保険者資格取得届を提出されていなかったために、雇用保険に未加入とされていた方は、上記の図のとおり、被保険者であったことが確認された日から 2 年前まで雇用保険の遡及適用が可能となっております。

ただし、平成 22 年 10 月 1 日以降は、事業主から雇用保険料を天引きされていたことが賃金台帳や給与明細書等の書類により確認された方については、**2 年を超えて雇用保険の遡及適用が可能**となりましたので、対象の方がいらっしゃるような場合につきましては、管轄のハローワークにご相談ください。

○ 被保険者に関する諸手続Q & A

Q 雇用保険被保険者証とは？

従業員から、前の会社で交付を受けた被保険者証を持っていると聞きましたが、現在の会社でも被保険者証を交付しています。注意事項があれば教えてください。

A 雇用保険被保険者証は、被保険者であった期間の通算や、被保険者種類の決定など、適正な失業等給付を行うためのもので、被保険者ごとに固有の番号が付与されていますので、本人が他の事業所へ転職した場合でも同じ番号を使用します。

このため、事業主の皆様におかれましては、労働者を雇用したときは、前職歴に注意して、被保険者証の有無の確認を行っていただきますようお願いいたします。

今回のようなケースは、前の会社で交付を受けた被保険者番号と、現在の会社で交付した被保険者番号とを確認して、違う番号であれば、本人の不利益となる場合があることから、速やかに被保険者番号の統合をしていただく必要があります。

万一、本人が被保険者証を紛失したときは、巻末付録の様式「雇用保険被保険者証再交付申請書」を提出して再交付手続きを行うこともできます。

雇用保険被保険者証や被保険者番号について、不明な点等あれば、お気軽にお近くのハローワークまでお問い合わせください。

Q 離職証明書の提出は？

当社で勤務していた従業員が2か月で退職してしまいましたが、雇用保険を受給する資格がないと思われるため、離職証明書を提出する必要があるのでしょうか。

A 原則として、提出していただく必要があります。

平成19年の雇用保険法改正により、雇用保険の受給資格を得るために必要な被保険者期間が離職理由によって異なることとなり、また、この離職理由については、直近の離職理由を判定する取扱いとなったため、ごく短い期間の離職証明書であっても、離職者の受給手続きに大きな影響を与える可能性があります。

また、明らかに受給資格がないと思われる離職票であっても、他の離職票をまとめることにより受給資格を得られることがあるので、原則として、離職証明書の提出が必要です。

なお、離職者が雇用保険の受給資格の決定を受ける際、必要な離職票の交付を受けていない場合には、ハローワークから事業主に対して、離職証明書の提出を求めることがありますのでご注意ください。